

静岡大学農学部におけるデジタルサイネージ設置運營業務 公募要領

1 趣旨

静岡大学農学部（以下「本学部」という。）において、教育・研究環境や学生支援の一層の充実を図るとともに、県内外の企業の情報を学生へ効果的に発信するため、企業広告デジタルサイネージ設置運營業務事業者を募集する。

2 業務の内容

別紙「静岡大学農学部デジタルサイネージ設置運營業務仕様書」のとおり

3 設置場所

- (1) 設置場所 静岡大学農学総合棟 1 階（詳細別図のとおり） 2 台以上
所在地 静岡県静岡市駿河区大谷 836
運用時間 農学総合棟 8：00～20：00
第三食堂 11：30～13：30
※休業日 土曜・日曜・祝日、ほか、長期休暇期間

※モニタのサイズ(50～80 インチ)、設置場所(メインエントランスとリフレッシュルーム前)は本学部と協議できるものとする。

※デジタルサイネージの運営に支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。
また、設置場所の壁面等に電灯スイッチや換気用ハンドル等がないか、事前に確認のうえ、支障がないように設置すること。

※営業時間、休業日は本学部行事、運営状況等により変動する可能性がある。

(2) 費用等

機器の設置及び運用に必要な全ての費用(設置、保守、撤去費用、光熱費、通信費等)は実施事業者が負担すること。

4 応募資格要件

静岡大学契約規則第 4 条および第 5 条に該当するものは参加できません。

また次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和 7 年度に東海・北陸又は関東・甲信越地域の「役務の提供」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
(2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

- (3) 国公立大学または官公庁等でのデジタルサイネージ機器の設置、保守及び撤去並びに同機器を利用した広告運用（企画、募集、内部審査、コンテンツ作成・表示・管理等）の類似実績（過去3年以内）を持ち、業務を実施できる企業等であること。
- (4) メンテナンス及び緊急時、障害発生時に対応するため、障害発生時から24時間以内に技術者を派遣できる体制を持つこと。
- (5) 対面又はオンラインによる打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (6) 企画競争への参加に必要な諸手続きを適正に行えること。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

5 説明会の日時および場所

- (1) 日時 令和7年11月20日（木）午前10時
- (2) 場所 農学総合棟4階 409 講義室

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の提出

本企画競争に関する質問は、任意の様式に社名・質問者・連絡先を明記のうえ、以下メールアドレスへ電子メールで提出すること。（その他の方法による質問は受け付けない。また提出の際は、電話で到達を確認すること。）

E-mail : keiyaku-second@adb.shizuoka.ac.jp

T E L : 054-238-5048

(2) 受付期間

令和7年11月25日(火)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年11月28日(金)までに、すべての参加者に電子メールにて送付する。

7 提出書類等

(1) 提出期限及び提出場所

① 提出期限 令和7年12月5日(金)午後5時まで

② 提出先 静岡大学財務施設部契約課 契約第二係

E-mail : keiyaku-second@adb.shizuoka.ac.jp

T E L : 054-238-5048

③ 提出方法 書類一式をPDFの電子データで送付すること。

④ 提出書類の取扱い

- ・提出書類等の制作及び提出にかかる費用は参加申込者の負担とする。
- ・提出された書類は、提出後いかなる理由があっても変更・追加等は認めない。
- ・提出された書類は、本学部において公募・選定以外の用途に使用しないものとする。
- ・提出された書類は、委託事業決定後、委託事業者以外の提案書等は本学で処分する。返却しない。

(2) 提出書類

以下の書類を電子データで提出すること。

① 企画提案書（自由様式）

※別紙「静岡大学農学部デジタルサイネージ設置運營業務審査基準」の評価項目を全て記載すること。また、提案内容のどの部分がどの評価項目に対応しているか分かるように記載を行うこと。

※提案に当たっては、以下の点に留意すること

- ・別紙「静岡大学農学部デジタルサイネージ設置運營業務仕様書」を参照の上、提案すること。

・提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

- ② 会社概要（公式 HP や会社パンフレット等自由様式）
- ③ 国公立大学または官公庁等における主な実施実績(過去 3 年以内)（自由様式）
- ④ 広告掲載料の見積書（自由様式）

※本事業に係る売上および各種手数料を明記し、本学へ支払う広告掲載料の見積金額(年額・税込)を 5 年分記載すること。最低保証額がある場合は、その旨も明記すること。

8 審査方法、審査基準等

(1) 契約候補者の選定

提出された企画提案書等に基づき書面審査し、業務の実施に適切な者を契約候補者として選定する。なお、書面審査において、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

※概算見積書の金額が高い提案を行った者を第一義的に選定するものではない。

(2) 契約候補者の決定方法

- ① 審査委員が最も多く 1 位（最高得点）に評価した参加事業者を契約候補者とする。
- ② ①において 1 位に評価した審査委員が同数であった場合、該当事業者に最も高い点数と最も低い点数を付けた審査委員以外の点数を足し上げ、高い者を契約候補者とする。
- ③ ②において同点であった場合は、全審査委員の評価点を足し上げ、高い者を契約候補者とする。

(3) 審査基準

別紙「静岡大学農学部デジタルサイネージ設置運営業務審査基準」のとおり。

(4) 審査結果

審査結果については、後日、全参加者に対し、書面で採否のみ通知する。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じない。

(5) 失格要件

次に掲げる提案は無効とする。

- ・ 所定の日時、場所において提出すべき資料を提出しなかった場合
- ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

9 契約の締結等

- (1) 設置事業者決定された事業者は、本学が別途定める期日までに、設置運営業務契約を締結すること。

- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とする。
- (3) 契約は申込者名義で行う。

1 0 その他

- (1) 企画提案は、参加業者 1 社につき 1 案とする。(A4 サイズ 20 枚以内程度)
- (2) 本企画競争への参加、企画提案に関するすべての費用は参加者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げない。
- (4) この要領の内容に不明点がある場合には、本学担当者の指示に従うものとする。

1 1 スケジュール

令和 7 年 1 1 月 1 4 日(金)	公告
1 1 月 2 0 日(木)	説明会
1 1 月 2 5 日(火)	質問書提出期限
1 1 月 2 8 日(金)	質問書回答期限
1 2 月 0 5 日(金)	企画提案書提出期限
1 2 月上旬頃	審査結果通知
1 2 月中旬頃	契約締結
令和 8 年 1 月 3 0 日(金)	デジタルサイネージ設置期限

1 2 問合せ先

静岡大学財務施設部契約課
契約第二係 竹本
〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836
TEL : 054-238-5048 FAX : 054-238-5495
E-mail : keiyaku-second@adb.shizuoka.ac.jp